

不妊治療費の助成について

令和4年4月から不妊治療の保険適用が拡大されました

- 体外受精などの基本治療はすべて保険適用されます。
- 保険診療となる治療（体外授精など）には、年齢と回数の制限があります。
- 窓口での負担額が治療費の3割になります。

不妊治療を受けている夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）の経済的な負担を軽減するために、治療費の一部を助成します。

★ 助成の対象となる治療

医療保険が適用される不妊治療（診断のための検査等治療の一環として実施される検査を含む）
※先進医療は島根県の助成対象です。

★ 助成の対象となる方

次の①～④をすべて満たす方

- ①産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関で治療を受けていること
- ②夫婦のいずれか一方または両方が益田市内に住所があること
- ③夫婦の両方が社会保険法各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者であること
- ④夫婦のいずれか一方または両方が他の地方公共団体が実施する不妊治療に係る助成を受けていないこと



★ 助成金額

年度（3月から翌年2月診療分までの1年間）ごとに**上限8万円**

※令和4年3月分も助成対象ですが、申請方法が異なります。詳しくは問い合わせください。

★ 申請方法

申請書に必要な書類を添えて、子ども家庭支援課へ提出してください。

<申請に必要なもの>

- 不妊治療費助成金交付申請書
- 戸籍抄本その他婚姻関係を証明する書類
※夫婦の居住地が異なる場合、または夫婦が事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合（法律上の婚姻をしていないことの証明として）に必要
- 婚姻関係に関する申立書
※夫婦が事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合に必要
- 医療機関が発行した不妊治療費に係る領収書および明細書
- 保険証の写し（治療を受けた方全員分）
- その他市長が必要と認める書類

※交付申請書および婚姻関係に関する申立書は、市ホームページからダウンロードできます。▶



<申請期限>

原則、3月から翌年2月までの診療分について、治療期間終了後の最初の3月末日までに申請してください。

※申請はその都度でも、年度分まとめてでも構いません。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。